

## 令和4年度古賀市まちづくり基本条例検証委員会会議録

【日 時】 令和4年9月28日（水）19時～21時

【場 所】 サンコスモ古賀2階 203・204会議室

【出席者】

委員 水田洋司委員、田北雅裕委員、柴田邦江委員、  
照屋博行委員、内藤純委員、永嶋恵美委員

事務局 智原まちづくり推進課長、澤木参事補佐、有田業務主査

その他 横田昌宏副市長

【傍聴者】 なし

【配付資料】

- 資料1 古賀市まちづくり基本条例検証委員会委員名簿
- 資料2 令和4年度古賀市まちづくり基本条例検証委員会について
- 資料3 古賀市まちづくり基本条例検証委員会要綱
- 資料4 条例策定までの経過と策定後の状況について
- 資料5 古賀市まちづくり基本条例
- 資料6 古賀市まちづくり基本条例（パンフレット）
- 資料7 古賀市まちづくり基本条例検証委員会答申
- 資料8 古賀市まちづくり基本条例の見直しに関する報告書
- 資料9 条例の推進及び運用状況について

資料A：情報発信の状況

資料B：行政の政策に対する市民参画の実施状況

資料C：公募による委員等の選任状況

資料D：市民等と行政との共働事業

資料E：自治会、校区コミュニティ、市民活動団体の概要

※ 当日追加配布資料：古賀市民憲章、第5次古賀市総合計画基本構想

【会議内容（概要）】

### 1. はじめに

- 1) 委嘱書交付（代表者1名）
- 2) 副市長あいさつ
- 3) 自己紹介
- 4) 令和4年度古賀市まちづくり基本条例検証委員会について
- 5) 委員長・副委員長の選任

委員長に水田洋司委員、副委員長に田北雅裕委員が全員一致により選任される。

### 2. 報告事項

- 1) 条例策定までの経過と策定後の状況について

（事務局）資料2.3に基づき、現在までの経過と今後のスケジュールを説明。

(水田委員長) 令和6年度に答申案を作成し、令和7年度にそれを再確認すると認識しておいてよいか。

(事務局) そうではなく、令和7年度については昨年令和3年度をイメージしていただければよいと思う。おそらく令和6年度には報告書のご説明をする時間がないと思われるので、令和7年度にさせていただくイメージである。

(水田委員長) そこで市長に答申を渡すのか。

(事務局) 答申を渡していただくのは令和6年度である。条例の改正などなければ、令和7年度はまた推進状況を見守っていただくことになる。

(水田委員長) 了。令和6年度までに答申を作っていただくことになる。答申の例として資料7があるので、後ほど事務局からご説明いただく。

## 2) 条例の概要について

(事務局) 資料5～8に基づき、条例の概要について説明。条例解説の動画視聴あり。

(内藤委員) 資料7の答申書については、やりとりや話し合いがあって条例の見直しをしなくていいという結論に至ったのか。それとも押しつけか。

(事務局) 令和2年度の検証委員会において、ゼロベースで話し合いいただき、委員の皆様でそういった結論に達したということであり、結論ありきではない。できたばかりの条例ということもあり、条例を改正するまではないけれども提言という形でいただき、それを答申書にも載せ、それを含めた報告書ということで作らせていただいた。

(水田委員長) この委員会は令和6年度に答申を出し、それを基にして市は報告書を作る。令和7年度に任期最後の委員会を開催し、報告書の内容について、意見交換をする。

(内藤委員) 了。

(永嶋委員) 私は条例の存在を最近知り、昨年パンフレットを拝見し、いろいろな思いがありいろいろ話し合われてできたということが分かったが、この条例はどこかの市町村のものを参考にできたのか。

(水田委員長) 多くの市町村の条例を委員会で取り上げ、どのようなことが問題になっているのかについて勉強会をした。それを基に、古賀市まちづくり基本条例の骨子作成にかなりの時間をかけた。全部で20回の会議は毎回19時から21時迄開催。委員会の中に部会を作り、委員会の前に必ず部会を開いた。委員長、副委員長及びコアになる方の計8名に参加いただき、委員会で検討する項目について討議した。約30名の委員の意見をまとめることは大変であったが、皆さん最後まで熱心に討議していただいた。どこかの基本条例を参考にして作成したのではなく、委員が勉強をしながら、古賀市独自の基本条例を作成していった。また、他の市で条例作

成に携わった人にファシリテーターをお願いし、牽引していただいた。古賀市の基本条例が作成できたのは、その人のおかげであったと思う。

(永嶋委員) その委員会に高校生もいらっしやったのか。

(水田委員長) いえ、夜間の会議に高校生はいない。昼間に高校生との意見交換会などを行った。高校生は委員にも入っていない。

(事務局) 高校生にはイベント的な感じで参加いただき、その際に関わっていただいた学生さんをパンフレットに載せている。

(永嶋委員) 若い方も入ってできました、というような感じに書いてあるが。

(水田委員長) 委員以外の人達の意見聴取は小学校の体育館を利用して校区ごとに実施した。竟成館高校では高校生の意見を伺った。

(永嶋委員) 了。

(照屋委員) この条例は市民への周知を図りたいと言いながら、一方で市民への周知が不十分と答申書である。これから、では周知を図るためにはどうしたらよいか、ということがこの委員会での課題であろうか。

(水田委員長) 周知の方法は検証委員会の課題でもある。また、検証するための指標もない。古賀市まちづくり基本条令発布から7年近くなるのに、永嶋委員のように最近知ったという事態も生じる。古賀市のホームページなどを見られる方であれば、常に目にできるが、そうでない方、学生さんやご高齢の方になってくるとなかなか機会がないのではないかと思う。今はAIの時代だがコンピュータがない方に対して、どういった周知をしていくかを考えていかなければならないであろう。

(照屋委員) こういったことをやると、ひとりひとりが自分のこととしてやっていくことが一番よいことだと思うが、それをまたどうやって反映するかというのが一番の課題だと思う。

(水田委員長) 私は検証委員になっているのでパンフレットを目にする機会があるが、地区では一度パンフレットの回覧が回ってきただけ。どこの自治会でも会長に周知の意識があれば回しているはずだ。各地区で組長会議等があるから、必ず議題に上っていると思う。ただ一回の回覧だけでは周知は難しいと考えている。

(照屋委員) 私がこのパンフレットが記憶にあるのは、知っている人が載っているからである。〇〇さんというのが同じ団地で、安全・安心のまちづくりを率先してされていて、いつも顔を合わせている。

(内藤委員) 今おっしゃったように、当事者意識が沸かない。先程動画でも言われていたが、「市民参画」という色があまりにも薄い。高校生でも何でもきて、意見が言えるのですよというのを、ある程度カラーにしないと、その「市民参画」という、私のほうでいう当事者意識が芽生えないと、どんなにきれいなパンフレットを作ろうと、YouTube にあげようと駄目だと思う。だからその企画を推進していくために、というふうな感じかなと思う。

(水田委員長) そのあたりのご意見を今後の委員会で出していただけたらと思う。前回のまちづくり基本条例検証委員会では内容を改める、訂正する、あるいは加筆する必要はないという結論に至った。それを受けての市の報告書が出ている。今回の検証委員会では、不足の箇所の加筆修正等が主な作業になると思う。

(田北副委員長) 私は条例が出来上がった後の検証委員会から関わらせていただいて、その時にパンフレットを作るということで相談があった。結果的に市の担当者が手弁当で頑張って作られたのだが、そもそも広報・周知のための予算がない状態なので、それだとやはり市民に届かない。広報が、市の担当者や当事者意識を持った一部の市民の頑張り次第になってしまっている。今回の条例では、市民参画とともに情報共有がひとつの柱になっている。いかに市民に情報を共有していくかはとても大切なこと。くしくも、本条例が市民に知られていない状態になっているのだが、実際のまちづくりの現場でもそうした課題が生じている。だからこそ、戦略的にどういうふうに市民に届けるかを考えないといけない。条例の検証と、それを広報するための戦略づくりは、同じくらいのボリュームがあるはずだ。検証を終えて広報の段階となった時に、あとは市が頑張ってください、というのではなく、しっかりと戦略を練る必要がある。例えば、まちづくり基本条例は非常に普遍的・抽象的なものなので、それを市民に伝えても実感が伴わないことが多い。しかし、市民参画や情報公開等、何かしらの具体的な活動の機会に、こういう条例がありますよ、と話題提供をすることで伝わることもあるだろう。できればしっかりと予算をつけて、そうした広報について専門家に関わってもらったり、あるいはまちづくり活動に関わっている主要な人たちを集めて周知したりとか、何らかの戦略を考えないと、また周知できないまま終わるだろう。

(永嶋委員) 市の中にいくつか条例があると思うが、このまちづくり基本条例というのが核にあって、古賀市の運営をやっているのかなと最初思った。しかしこれを見ると、共働の在り方とかそういうものなのかなと思った。古賀市のほうで、この条例の優先順位というか、どういう位置づけになっているのか、ちょっとよく分からなかった。あとは自治会で高齢の区長さん等がよく集まって役員同士でいろいろされていると思うが、そこにこれが当たり前のようにあるのかなと思っていたが、公民館にはこれがなくて、そのあたりから重要性が区長さんレベルの方にも伝わってないのかなと思った。

(水田委員長) そのあたりは協議事項の中で、取り扱っていきたいと思う。校区コミュニティと自治会の位置づけについては以前から問題意識を持っており、明確にする必要があると考えている。

### 3. 協議事項

#### 1) 条例の推進及び運用状況について

(事務局) 資料9について説明。

(柴田委員) 広報紙でも2か月くらいに渡り、自治会やコミュニティの特集を組んでいただいた。

(事務局) そうである。今年のあたりに広報1〜3月号に、自治会、校区コミュニティ、地域活動支援団体と3か月連続で掲載した。

(柴田委員) そういったところで、広報紙だどご家庭に配られるので、回覧と違って残るので、ゆっくり見る時間があって、まちづくりに関すること、例えばこのような団体さんがあるというような紹介をしていただけると、あっ自分がやっていることはまちづくりに参画しているのだなというふうな意識の芽生えになるかなと思う。

(事務局) 市議会だよりの裏表紙にも特集を組んでもらったこともあった。

(水田委員長) パンフレットは何部作ったのか？

(事務局) 5000部である。

(水田委員長) 2000部くらい余っていると記憶にあるが、まだ残っているのか。

(事務局) そうである、永嶋委員のご質問に関連して、自治会長さんや隣組長さんがこのパンフレットを知らないのではないかということについてだが、毎年役員が替わったりするので4月の区長会でまちづくり基本条例のパンフレットをお渡ししているが、細かい説明の時間まで取れていないので、ひょっとするとたくさんお渡ししている資料の一つになっているかもしれない。

(永嶋委員) 知らないということではなく、ちょっと意識が遠のいているということである。

(事務局) これがどういったものであるということをお伝えしきれていているかということ、課題であるなと思っている。

(田北副委員長) 永嶋委員からの意見にもあった条例の位置づけについてだが、まちづくり基本条例がいわゆる憲法のようなものであって、まちづくりとしての普遍的なことが、それにあらゆる古賀市の他の条例が紐づいている。だからピラミッドでいうと一番上のようなイメージととらえてよいか。

(事務局) 資料5の条例の第3条になるが、昭和60年につくられた市民憲章に基づくまちづくりというふうな書きぶりにはなっている。また副委員長がおっしゃったように他の市町村でもこういった条例があり、当時ひとつのムーブメントのようなものがあって、おっしゃったような自治体の憲法というような言葉も使われていたが、そこに関してはいろいろなご意見があり、古賀市においてはそこまで明確には言っていない。実質的にはまちづくりの普遍的な理念ということなので、そう思ってもいいと思うが、そうは言っていないというのが現状である。

(田北副委員長) そうは言っていないが、まちづくりの普遍的な理念ということは、あらゆるまちづくりの活動はその理念に基づくことになる、という解釈でよいか。

(事務局) そうである。他の市町村はいろいろな条文があって、深く広く書いているようなものもあるが、どちらかというと古賀市の条例はシンプルに必要なことだけをできるだけ短い条文でまとめたもの。

(田北副委員長) 構造としてそのようなつくりになっているので、市民がこれを見るとあまりにも一般的なことが書いてあるように感じてしまう。それが結構、情報共有や情報発信に影響する。例えばこれを見ても、なんか当たり前のことが書いてあるなど印象に残らない。またこのパンフレットは、まちづくり基本条例ができた当時、その事実を周知するために市の担当者が頑張ってつくったものであって、現在は「この条文の中でここを大事に捉えなくてはいけないよね」という具合に中身について共有されるべきだろう。条例が変更されるまでには至らないかもしれないが、それこそLGBTQであったり、人権の保障であったりとか、そういう内容が、この条例に込められている。そういう「内容」を伝えなければいけない時期に入っているのだと思う。まちづくり基本条例ができましたよ、ではなく、この条文にこういう思いが込められている、こういうことを私たちでしっかりと守っていかなくてはいけないのですよ、と伝えていくことだと思う。その際に、現状の広報の傾向としては、先程の動画もそうだが、人口が少なくなってきた、みんなでまちづくり頑張っていこう、のようないわゆる行政側からみた「共働」に重きが置かれている。しかし、先程のLGBTQや人権意識というのは「共生」である。その人たちには参画する権利がある、市民はまちづくりをする権利がある、それを行政としていかに保障するのか、というニュアンスになる。そして市民は知る権利がある。行政としてちゃんと情報を公開できているのか、参画する受け皿ができていないのか、やはり私たちちゃんと権利があるよね、でもそれが実現できていないよね、と市民がこれを見てそう思えるかが大事。そういう場がしっかりと担保されているかどうかは、この条例の理念を市職員であったり、先程の区長さん等であったりが知っていて初めて機能する。では、子どもに参加してもらおうか、今まで男性ばかりだったが女性に参加してもらおうか、という具合に。これを手元において、まちづくりが促されていく。人が少ない→市民が共働で頑張ろう→この条例ができたことを市民に届ける→なかなか届かない、みたいな構造になっているのが現状。そうではなく、市職員等が、ちゃんと子どもの場を設けなくてはいけないよね、こういう人たちの人権を保障しなくてはいけないよね、ということ認識できる状況を鑑みれば、その人たちにこそ周知させなければならない、ということでもある。市民に一気に届ける、例えば数が10届いてないから100知らせるという話ではなく、そこを担っている人たちに、そういう場を作ってもらうためにピンポイントで届ける。そのためにはおそらくこのパンフレットではなくて、この条文にはこういうことが大事ですよという情報が載っていて、ああ確かに今自然災害があるからこういう人たちに頑張ってもらわなくてはいけないよね、今私たちは校区コミュニティの人たちだけで考えているが、確かにNPOにも声をかければ、私たちの活動ももっと活発になるかもしれない、だからそういう場を作ろう、と具合に、そこで初めてまちづくり基本条例が血肉化されていくのではないかな。そのような情報の発信の仕方が大切だと思う。

(水田委員長) 田北副委員長の意見は前回の答申の中の「5. これからのまちづくりにおいて特に重要な事項」として挙げている。今回の検証委員会でも検討していくべき事と思う。古賀市の

場合は、古賀市民憲章が最初に発布され、次に古賀市総合計画（基本構想）が出されたと思うが、順位については明確にしておくべきと思う。古賀市総合計画は古賀市まちづくり基本条例の前に出されているが、まちづくり基本条例策定委員が古賀市総合計画を理解してまちづくり基本条例を策定したかは定かでない。

(事務局) 今おっしゃってあるのは、第5次古賀市総合計画のことであり、基本構想をとりまとめたところ。これが2022年、今年度からの総合計画となる。この施策や方向性の中に、「みんなでつながる地域づくりの推進」という項目の中で、コミュニティのつながりの重要性なども今後これから10年間進めていくという、細かい事業が羅列しているわけではないが、これが総合計画なので、これに基づいて施策を進めていく方向性となるので、こういった検証の中でも意識しながらご意見をいただければと思う。本日こちらの基本構想の冊子を用意させていただいているので、あとで配布させていただく。パンフレットについては、貴重なご意見をいただき、感謝申し上げます。私自身、基本条例ができましたということで、このパンフレットを使ってというのが発想の中心となっていたというのが正直なところで、今意見をいただいた、次のステップでどうしていくか当課として課題として認識して対応していきたい。先程のように、ひとりひとりが基本条例を自分のこととして思っただけのようなものをステップアップとして考えていきたい。

(水田委員長) 基本計画の中に、古賀市民憲章やまちづくり基本条例に関することがでてくるか。

(事務局) 基本的にでてこない。

(水田委員長) 周知をするという意味では、市民憲章に則ってとか、まちづくり基本条例を参考にしながら等の言葉が必要と思う。それを見た人は、古賀市が何を大事にしているのかを認識すると思う。

(田北副委員長) 市民憲章があって、それに基づいてまちづくりの理念としてまちづくり基本条例があり、そしてその理念に基づきながら、総合計画をつくったという…

(水田委員長) そういう一文が欲しい。周知の第一歩ではないかと思う。先程、田北副委員長からもあったが、検討する時期に来ているのかもしれない。

(永嶋委員) 各市町村でコンセプトがあると思う。まちづくり基本条例は「情報共有」「共働」「市民参画」と書いてあるが、こういうまちにしたい、こういう生活とか社会にしたいからやりましょうというもので、こういった条例があるときには、こういう目的のためにこういう条例ができましたというものだと思う。もしもっと心に響く条例にしようとするならば、目的、市のコンセプトというものがもう少し出たほうがいいのかなど。

(内藤委員) 基本構想の時に、10年ごとのカラーを打ち出すような感じである。

(永嶋委員) ではどんな基本構想なのかというのがもう少し住んでいて分かるような周知になったらいいのかなど。市の計画というものがもっと市民の皆さんに届くような、絡めた条例がた

まに他の市長村にはある。市が何を目標としているのか分からないのだが、この条例はまちづくりの教科書的な印象しか持てなかった。だから、こういうまちにしたいから、こうやって共働をしましょうというものなのかなという先入観もあったので、それが入ったほうが一般市民には届きやすいのかなというのが私の感想である。

(内藤委員) 総合計画というものは、市長なしで、市民で本当は作るものである。今回は市長が入ったが、本来は市民だけで作るのが普通である。

(永嶋委員) 住んでいてそういうのに関わっていないので、どうやってできているのか分からない。

(田北副委員長) 私は古賀市がどのようなプロセスで策定したのか分からないが、総合計画や、それに基づいた基本構想は、市民参画しながら、古賀市はこういうふうなまちづくりしていくのだ、それでこういう計画を立てます、それに基づいて計画を立てて推進していきますというものである。それについてもやはり情報の周知としての課題がある。そしてそのプロセスにしっかりと市民が関わっているのかということもある。まちづくりの理念として、条例とはそういう計画の「姿勢」を示すようなものである。だから、こちらの総合計画では市の具体的な思いというのが語られていても、条例では、少しそれが書きにくい難しさはある。私は策定には関わっていないが、おそらく策定のレベルでこの前文にいろいろな思いが込められたのだと思う。古賀市がこうあればいいなというのを、総合計画までは具体的に書けないけれども理念レベルで私たちの思いを込めるとこうなります、こういう目的でまちづくりを進めたい、という姿勢が前文に込められている。

(永嶋委員) 「これからもずっと住み続けたいと誇れるまち」となるように、ということか。

(田北副委員長) そうである。そのためにはこういったルールを作りましょう、という内容が条例になる。ただ、ルールレベルになると抽象的になるので、例えば「(情報共有) 第9条 市民等、議会及び行政は、信頼関係の構築のため、情報共有の推進に努める。～中略～ 行政は、市民等が必要とする情報の把握に努めるとともに、まちづくりに関する情報を積極的に発信する。」と書いてあるところの下に、古賀市の具体的な取り組みを解説したり、目標を示したり、このあたりが古賀市は今足りていないので頑張ろうと思います、みたいなことがパンフレットで書かれていたりすると、市民に響く内容になってくると思う。こういう姿勢のもとで、こういう取り組みがあり、今の古賀市がこのあたりが足りないというところで提言を受けました、などの表現がなされていれば、条例から目的が感じられないという部分に関しては随分解消されると思う。

(水田委員長) まちづくり基本条例の条文には説明をしないと理解できない文言も多々あるから、具体的な説明が必要と思う。

(田北副委員長) その際に大事なものは、この条例そのものの説明ではなく、それが私たち市民のどういう暮らし、どういうまちづくりにつながっているか、の解説であるということ。「情報共有」というのはこういう意味ですよ、というような条文やキーワードそのものの解説ではない。

(内藤委員) そういった意味でも、基本構想を作るというのも、市民参画に派生するという感じのもの。

(田北副委員長) 条例で市民参画が大事ですよって言うているからこそ、総合計画のプロセスで市民参画が必要となってくる。だから例えば、総合計画をつくる担当職員がこのパンフレットを握りしめて、古賀市はこういった市民参画の場をつくらないといけないのだからつくってくれと言って、他部署にかけ合って市民参画の場をつくる。そして市民参画と言ってもいろいろなレベルがあって、ただパブリックコメントだけじゃ駄目なのだよ、子どもの計画をつくるのであったら子どもがちゃんと参画しないと駄目なのだよ、ここに事例で出ているでしょ、だから頑張ろう、みたいなそういうふうに使われると生きてくると思う。

(内藤委員)

参画する権利があるよということ。

(田北副委員長) そうである。その意識をまず、市職員や、まちづくりの担い手の方たちが持っていないと、その権利は保障されない。

(水田委員長) まちづくり基本条例の解説書になるかも知れないが、理解しやすいものを作ることとも必要と思う。前回の検証委員会ではまちづくり基本条例を手直しする必要はないが、この点に注意して下さいという事が、結論であった。今迄の意見の大半は、前の検証委員会でも討議した事項だ。

(照屋委員) 校区コミュニティというのがあるが、古賀市ではコミュニティスクールの立ち上げというのが、遅れているような気がする。文科省は開かれた学校ということで、また国際的にも、学校は地域活動へ、地域活動は学校へということで、台湾の学校では地域の人たちが朝から学校にきて、子どもたちと一緒に走っている。そういった活動もやっているし、コミュニティスクールの立ち上げというのは昨年10月であったか、つながりひろばで会合があって、私も行ってきたが、こういうことをやっていきたいという話がありながら、ちょっとできていないのかなという気がする。青少年健全育成というのもまちづくりであろうと思う。そうすると地域の教育力を学校でどうにかする、また学校側は地域にどのような発信をするか、回覧板で学校だよりなど回ってくるが、読んでいるだけではピンとこない。福岡県で進んでいるのは春日市である。春日市はいろいろなところから参加者が来ている。明日春日市に行ってコミュニティスクールの会合に出るが、学校が地域につながるということで、学校の先生に社会教育をやりということではなくて、むしろ学校の先生がこんなことをやりたいということを経営者の手助けを借りられないだろうかということで、地域の人が学校のほうにやってきているという状況で進められている。

(水田委員長) 古賀市は8校区あるなかで6校区に校区コミュニティができています。事務局より説明願う。

(田北副委員長) ちなみに今おっしゃったコミュニティスクールは、学校側が地域と一緒につく

るもの。それと校区コミュニティは別である。

(水田委員長) 校区コミュニティで連携した方が、いろいろな面で援助できると思うが。

(内藤委員) ただ現場の意見からすると、知らない人が学校に来るなんてとんでもないことで、変な不審者もいるし、どこの誰が今日は来るのかとか絶対把握してほしいというのが、親の当たり前前の気持ちである。例えば生徒がそれを望んでいるのかだとか、子供の意見をしっかり周知して、それよさそうだと大人が勝手に決めつけるのではなく、反対意見をしっかりと出して議論するのが市民参画である。

(水田委員長) なぜ6校区しか校区コミュニティがないのか事務局から説明願う。

(事務局) 校区コミュニティの現状であるが、小学校校区ごとに組織をつくっていただいている。青柳校区は、校区コミュニティという枠に囚われなくても、自分たちは十分に活動できているという認識であり、あえて校区コミュニティの設立には至っていない。もうひとつの花鶴校区は、以前はあったが令和元年に解散をしている。高齢化で後継者がなかなか見つからないことであったり、自治会とコミュニティの折り合いがなかなかつかないで、解散に至っている。そういう訳で8校区中6校区、校区コミュニティがあるわけだが、それぞれ独自色を出しているいろいろな活動をされているという状況。

(水田委員長) 学校と地域とをつないでくれるのが校区コミュニティと理解している。校区コミュニティがあって、自治会があって、お互いが連携していると考えていた。ひとつの校区の中に自治会が2つとか3つとかあり、やり手がないという校区では校区コミュニティが不必要ということか。

(田北副委員長) 少し補足をすると、校区コミュニティというのは、行政の中では結構制度的な言葉として使っているところがある。そもそも自治会なるものがあって、自治会は戦中に行政の末端組織として市民に情報を伝える組織であったため、戦後解体を命ぜられたが、その後復活した。しかしその後高度経済成長期でなかなか自治がうまくいかなかったり、あるいは地方から大都市に人口が流れてしまったりして、地域のつながりが薄くなってきた。そこで校区単位でコミュニティを強化させようという政策が国からやってきて、そこで校区コミュニティをつくろうということになった。だからそこでいう校区コミュニティという言葉がそのまま今の行政の中に位置付けられている。校区コミュニティが必要ないと言っている地域については、ある程度自治会が自治機能を持っていて、わざわざ校区コミュニティという組織をつくらなくてもやっていけると判断されているケースがある。でも一方で委員長がおっしゃったように、本当は必要なのだけれども自治会が気づいていなくて、このままでいい、と校区コミュニティができていないという事例もある。でも基本的には今できていない地域は、結構自治機能が強くて、自分たちのところはそれでもやっていけるという判断から、わざわざ校区コミュニティをつくっていない。もう校区コミュニティが1970年代にできてから随分経つが、それでもその方たちにとっては新しい取り組みということで、そこまでしなくていいよというふうになっている。

(内藤委員) 立ち位置はどうなっているのか。

(田北副委員長) そもそもは、自治会とか町内会という組織があつて、以前は校区コミュニティという組織はなかった。しかし1970年代くらいに校区コミュニティという組織をつくって、しっかりと地域のつながりを育んでいこうという流れがきて、自治会等とは異なる新しい校区コミュニティというものをつくっていこうと目指していた。でも結構それも形骸化しているところがある。今資料に挙げていただいているような、自治会、校区コミュニティ、市民活動団体というふうな分け方がされていて、その校区コミュニティの中に自治会の人が入っていたり、市民活動団体の人が入っていたりという構造になっている。コミュニティという言葉が多様なので、先程のコミュニティスクールと校区コミュニティというのは違う言葉ではあるのだが、「地域コミュニティ」と私たちがより広い意味で使うときに、行政は「校区コミュニティ」をイメージしていることはよくある。だからこの資料Eに関しては、やはり地域コミュニティというような位置づけにして、その中に、自治会、校区コミュニティ、市民活動団体、あるいは先程おっしゃったようなコミュニティスクールであるとか、何かそういう他の活動があるよということを明確にしたほうがよいと思う。一般的には、市民が地域コミュニティ活動というと、あまり校区コミュニティはイメージしていなくて、いわゆる多様なコミュニティ活動の集まりのイメージ。その齟齬もあるので、条例では、地域コミュニティ活動ってこういう意味だよと、校区コミュニティという意味ではなくて地域コミュニティ活動という意味だよと、そこを丁寧に示した方がいいと思う。その中で、古賀市のコミュニティスクールがどのような状況かわからないが、コミュニティスクールが必要であれば育んでいって、促進していくことも課題だと思う。

(水田委員長) このあたりの関係も、明確に教えてもらわないと我々には情報が足りない。コミュニティスクールと校区コミュニティとの関係等。青柳校区では、地域住民の方と学校の連携が十分に出来ており、学校行事に地域の方が手伝いに来られるとのこと。

(柴田委員) 西校区の場合は、分館連合会があつて、校区内の各自治会の方が何名か集まって運営していたのだが、その分館連合会というのがそのままうちの場合は校区コミュニティに移行した経緯があり、主に小学校校区主体でやるので、子どもたちに総合学習として松原清掃を伝えたり、夏休みに子どもたちにプール開放したりしている。そういった点でコミュニティスクールという面もある。

(水田委員長) 自治会、校区コミュニティ、市民活動団体まで挙がっているが、今後どうするかというのは大きな問題と思う。本委員会でもまとめることができれば、提言書に記述すれば良いと思う。基本条例の中にも、校区コミュニティ、自治体、市民活動団体という言葉定義している。この関係が理解出来るように、本委員会でも提言できたらと思う。今日、結論を出すのではなく、問題点や検討課題が出せればと思う。

(永嶋委員) 自治会というのは地方自治法がらみの自治会という意味か。

(事務局) 全く関係ない。

(永嶋委員) 基本条例の対象となるのは、成人に限られるわけではないのか。

(水田委員長) 市民であり、子どもも皆対象である。

(内藤委員) えげつないことを聞くが、お金の流れとして、区長さんとか何かいろいろ手当とかあると思うのだが、校区コミュニティの長について何もなくてやっているのか。

(事務局) 自治会は各々の地域の会費で賄っているというのが大原則にあるが、古賀市の場合は、各自治会長さん、各隣組長さんに、行政区長、行政隣組長ということで、地元と行政のパイプ役となっていただく仕事をお願いしているのです、市からの委嘱業務に対する報酬をお支払いしている。

ただ、基本は自治会の会費の中から配分された自治会独自の報酬であると聞いている。校区コミュニティに関しては、そこ(資料E)に書いているが、一校区あたり70万円を交付している。まず交付金ということで市からその70万を交付しているというのがひとつであり、それだけで活動されているところもあるし、それだけではなく各エリア内の各自治会から負担金のようなものも合算した上で活動されているところもある。

(内藤委員) なぜ聞いたかというのと、子育てされている方も区長さんとかをしていいと思う。そのあたりが、働きに応じていっぱいくれと言っているわけではないが、ちゃんとしたものがあるならば、校区コミュニティとかそういったものの成り手がいないというのが、なくなるのではないかなと思う。ずっと同じ区長さんとか、そういうのを赤裸々に情報発信することで、これだけあげますと言ったらなんだが、そういうのを実は知らないのです。

(事務局) 行政区長については報酬を公開しているが、自治会長としての報酬については各区の規約によるところになり、市では把握していない。生活を保障するほど出せるかと言われたら、そうではないと思う。

(内藤委員) 子育てしている人でもできますよというふうになると、新旧入れ替わり、新しい風が吹くかなと思うので、これはちょっと課題かなと思う。

(事務局) 先程のコミュニティ活動の件だが、今年の3月だが、「古賀市コミュニティ活動の指針」というものをつくっており、今回事前に資料として配布していないが、その中で、自治会、校区コミュニティ、市民活動団体の定義であったり、各コミュニティ活動の役割であったり、そういうことを一旦整理しているので、今後配布してお読みいただければと思う。地域と学校のつながりについてだが、事務局の知る限りでは、コミュニティスクールについては全校区で取り組みをされていると思う。また古賀市の特徴的なのが、PTAという親と教師の会というのがあるが、古賀市の場合はコミュニティも絡んでいるぞということでPTCAという言い方を基本的にしているのです、程度の差はいろいろあるにしても、学校にとっても地域というのは重要な存在だということを認識していらっしゃるであろうとは思う。

(照屋委員) これから古賀でも高齢化が進むということで、高齢化していくと健康ということが非常に気になってくるのではないかなと思う。だからまちづくりにも何か健康施策が何か反映で

きるものがあつたらいいのかなという意見は発言させてほしい。市長との対話の中で私も勝手なことを言ったのが、例えば誰が見ても一目で分かる古賀市の健康水準を発信してくれないかと発言した。

(水田委員長) 基本条例は色々な方面に波及すると思うが、骨組みの部分をしっかり議論していきたいと考えている。できればその波及するところまで検討したいと思うが、時間が限られているので、骨組みだけは十分に検討して行きたい。次回の委員会で、まちづくり基本条例の位置づけを事務局から説明していただきたい。まちづくり基本条例の周知については、いろいろな意見が出たので、それを参考に、次回以降の議論の対象にしていきたい。また、協議事項についても検討するべきと考えている。

(事務局) 次回は来年度になる。時期については、庁内の調査を行いつりまとめ等に少し時間をいただきたいが、可能な限り早い時期に行いたいとは思っている。新型コロナの状況等で不透明な部分もあるが、日程調整等や資料配布は余裕をもって行いたい。

(水田委員長) 何月ごろになる予定か。

(事務局) 6～7月頃に行いたいですが、今年もそう考えていたがコロナの状況が急激に悪化したこともあってこのようになった。

(水田委員長) 長時間議論いただき感謝申し上げます。今日の会議はこれで終了とさせていただきます。